

令和5年度 部活動活動方針・指導の共通理解

太宰府市立学業院中学校

1 目的

- (1) 生徒の心身の鍛錬とマナー習得に努め、学校生活の模範となるような生徒の育成を行う。
- (2) 共通の目的を持った集団として、活動を通してよりよい人間関係を築かせる。

2 内規

- (1) 全員顧問制とする。(各部顧問の人数を原則2人以上になるようにする)
- (2) 部活動の成立規定(条件)

① 顧問教師及び活動する生徒が存在すること。活動を続けることが困難になつたり部員が不在となつたりした場合は、休部か廃部を検討し、職員会議で決定する。

② 施設・設備が整っていること。

(中体連大会に社会体育等で習っている競技に参加する生徒については、本校教師が大会の引率をする場合がある。)

- (3) 活動時間については、顧問教師が指導につくことを原則に、下記の表の時間まで延長することができる。ただし、顧問教師が出張や休暇等で不在の時は、他の教師で指導することもある。休日練習については、顧問教師が指導することを原則に、校長の許可を受けた上で実施できる。

※平日の朝練については、顧問教師が指導につくことを原則に、**7：15から活動準備や鍵の受け取り**、**7：30～8：10**の時間帯で実施できる。朝の会に遅れないように徹底する。

※戸締り当番については、1週間単位の輪番制で、各部に下校当番をお願いする。詳細は別紙。

令和3年度から女子部活動による戸締り当番は、夏休みまでと3月の間のみとする。

月	活動終了	完全下校	備 考
4月	18：15	18：30	1年生の完全下校：仮入部期間17：45まで 部活動発足会後：先の時刻
5月	18：15	18：30	
6月	18：30	18：45	
7月	18：30	18：45	長期休業中の活動時間 ・9：00～17：00 ・体育館部活動 8：00～17：00 ・熱中症対策に伴い、7：30～午前中までの活動も可
8月			
9月	18：15	18：30	筑紫区新人大会までは、9月の活動時間で行ってよい。 中体連や公式戦に準ずる大会において、筑前地区大会以上の大会に出場が決まった場合は、別途協議し、日没等を考慮した上で活動時間を検討することもある。 別途資料（新人戦上位大会進出に伴う延長の基準）参照
前期終了日まで	18：00	18：15	
後期開始日から	17：30	17：45	
11月	17：15	17：30	
12月	17：05	17：20	
1月上旬	17：15	17：30	
1月下旬	17：30	17：45	
2月	17：45	18：00	
3月	18：00	18：15	

3 部活動の指導における共通理解と確認事項

- 【学校生活】部活動生は生活面全般にわたって自覚をもち、学校の模範となる行動をとること。学校生活のルールやマナー・顧問の方針や指示を守って活動すること。
- 【部活動運営】生徒に目標を持たせて、日々の活動に取り組ませる。また、部長指導のため、定期的に部長会を開く。部長は、部長会の内容を確実に部員に伝え、日頃から各部活動のリーダーとしての自覚ある行動をとり、部をまとめる。
- 【入部・退部】生徒は毎年、年度初めに入部届を顧問に提出して1年間の活動を行う。年度の途中で入部をしても構わないが、その際は担任・顧問とよく相談して決めること。**退部**を考える際は、まず顧問や学級担任、保護者に相談する。顧問は、学級担任や保護者との連携を図る。最終的には、退部届を出してもらう。退部届は、別様式に記入して提出する。
- 【服装規定】部活動中の服装は原則、体操服・学校指定Tシャツ、ユニホームとする。更衣は教室または部指定の場所で行い、身だしなみを整えて活動する。バッグについては学校指定のものを使用する。休日の部活動においては、競技の特性に合わせて、防寒具、防寒着、個人のベンチコートなどの着用を認める場合がある。（通年）
- 【放課後活動】帰りの会終了後、速やかに各部の活動に入る。部活動を欠席する際は、顧問に欠席の旨を連絡する。すべての道具を持って活動場所へ行く。教室や校内に残らない。活動場所では、顧問の指示に従い道具は1カ所にまとめて置く。活動は原則として校内で行い、顧問の許可なく校外に出ない。下校時間・下校マナーを各部で守らせるようにする（道路を広がって歩くななど…）。
- 【朝練習】朝練習は7時30分から8：10までとする。生徒は7時15分以降に登校し、鍵の貸し出しや練習の準備を行うことができる。原則として顧問の先生がいないときは朝練習を行わない。また、朝練習後に補食をする場合は、①各部活動で決められた場所 ②顧問がつく ③活動時間内 を守って行う。朝練習後は、必ず制服に着替えて時刻を守つて学級の朝の会に参加する。
- 【施錠の管理】各活動場所や各部室等の鍵は、職員室の所定の場所や顧問に責任を持って返す。また、顧問が不在の場合は、原則として使用を認めない。練習場所の道具の管理や戸締り・施錠などは部で責任を持ってさせる。あまりにも管理・施錠が悪い場合は、使用禁止などの措置をとることがある。
- 【戸締り当番】輪番制で下校当番を担当し、校舎内の戸締まりや校門でのチェック活動とする。
- 【試験休み】定期考査3日前からは活動を停止し、考査終了日より活動を再開する。考査直後に大会等を控えている場合は、部活動停止期間でも活動を認める場合があり、別途協議する。
- 【自転車利用】自転車保険の加入が義務化されたことから、必ず保険に加入をする。休日の校外活動で自転車を使用する際は、各自で用意したヘルメットを必ず着用する。
交通法規やマナーを守ること。（並列での走行や夜間の無灯火走行など）
- 【休日の活動】休日（長期休業含む）の活動で、昼食を食べに帰宅したり、校外に買い物に出たりすることは禁止する。昼食は事前に準備させる。ただし、休日の場合（土・日・祝日）は、活動前（登校時）に買ってくることは許可する。水筒の代用としてペットボトルを使用する場合は、中体連の申し合わせ事項にあわせて、ラベルをはがし記名して使用する。
- 【生徒指導】眉そりやピアス等の中体連規則やマナーを守れない行動があった場合は、部活動担当・生徒指導部に報告し、顧問とも協議して停止や奉仕活動を行うことがある。部活動中の問題行動等があった場合は、部活動担当・生徒指導部に報告し、顧問とも協議して部活動として活動停止などの措置を取ることがある。